

令和4年10月農業委員会総会議事録

令和4年10月24日午後3時00分、令和4年10月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 26名

1 番	金田 公隆	委員	2 番	藤田 善明	委員	3 番	岩谷 裕子	委員
4 番	佐藤 修司	委員	5 番	川村 陽彦	委員	6 番	須藤 秀人	委員
7 番	種澤 達也	委員	8 番	町田 高司	委員	9 番	石岡 千鶴子	委員
10 番	三上 浩太	委員	11 番	小林 政貴	委員	12 番	小田桐 明	委員
13 番	石岡 人志	委員	14 番	福士 章逸	委員	15 番	小嶋 勇成	委員
16 番	木村 芳文	委員	17 番	平井 秀樹	委員	18 番	成田 繁則	委員
19 番	佐藤 剛郎	委員	20 番	大湯 茂八郎	委員	21 番	戸澤 幸彦	委員
22 番	高橋 貴志	委員	23 番	田村 眞裕美	委員	24 番	成田 毅	委員
25 番	荒森 弘義	委員	26 番	前田 優考	委員			

欠席委員 0名

出席事務局 8名

事務局次長	佐藤 祝幸	事務局次長補佐	伊藤 靖記
事務局主幹	高橋 秀男	事務局主幹兼農地調整係長	澤田 明人
事務局主幹兼総務係長	高木 一誠	事務局農地利用促進係長	藤田 智恵子
事務局岩木分室総括主査	浅利 敏江	事務局主事	大浦 空

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第 116 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 117 号	農地転用許可に係る意見について
議案第 118 号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 119 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 120 号	農用地利用集積計画策定の要請について
報告第 35 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 36 号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 37 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 38 号	非農地の判断について

[開始時刻 15 時 00 分]

事務局次長	ただいまから令和 4 年 10 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。
会 長	【挨拶及び諸般の報告（省略）】
事務局次長	それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よりお願いいたします。
議 長	議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。ただいまの出席者数は 26 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。 次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。24 番成田毅委員、25 番丸森弘義委員、1 番金田公隆委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。 それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 116 号を議題といたします。議案第 116 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	1 ページをお開き願います。議案第 116 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 15,063 ㎡、畑 13 件 67,278 ㎡、合計 15 件 82,341 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 9 件 58,229 ㎡、畑 2 件 6,241 ㎡、合計 11 件 64,470 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	本日の、総会に提案されている議案について、去る 10 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、高橋貴志委員、田村眞裕美委員、成田毅委員、それに私、木村であります。申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 （な し）
戸澤幸彦委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> （戸澤幸彦委員退席）
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 14 ページ、使用収益権関係、受付番号 145 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

	(な し)
議 長	使用収益権関係、受付番号 145 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 116 号のうち、使用収益権関係、受付番号 145 番については、許可することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。
	(戸澤幸彦委員着席)
議 長	それでは、使用収益権関係、受付番号 145 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	使用収益権関係、受付番号 145 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 116 号のうち、使用収益権関係、受付番号 145 番を除く申請については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 117 号を議題といたします。議案第 117 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	15 ページをお開き願います。議案第 117 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 132 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。17 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 9 番は、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(な し)
議 長	それでは、議案第 117 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(な し)

議 長	議案第 117 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 117 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第 118 号を議題といたします。議案第 118 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	19 ページをお開き願います。議案第 118 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田 1 件 4,221 ㎡、畑 1 件 266 ㎡、合計 2 件 4,487 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 1 件 890 ㎡、畑 1 件 268 ㎡、合計 2 件 1,158 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。21 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 13 番は、農地区分が第 1 種農地で原則不許可となる農地区分ではありますが、不許可の例外となる「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 14 番は、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。22 ページ、使用収益権関係、受付番号 5 番は、農地区分が第 1 種農地で原則不許可となる農地区分ではありますが、不許可の例外となる「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 6 番は、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 118 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 118 号は、委員会報告のとおり決定すること御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 118 号は許可相当の意見を付すことに決定いたし

議 長

ます。

次に、議案第 119 号を議題といたします。議案第 119 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

23 ページをお開き願います。議案第 119 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 12,379 ㎡、畑 2 件 17,504 ㎡、合計 4 件 29,883 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長

本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議 長

それでは、議案第 119 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 119 号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議がないものと認め、議案第 119 号は委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 120 号を議題といたします。議案第 120 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

27 ページをお開き願います。議案第 120 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 1 件 636 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 1 件 2,703 ㎡であります。今回提出されました 2 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 1 件、貸借 1 件が整ったものであります。30 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 15 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。また、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たすものであります。以上であります。

議 長	利用調整をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 120 号についてご審議願います。ご質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 120 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がないものと認め、議案第 120 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、報告第 35 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	31 ページをお開き願います。報告第 35 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 3 件 17,154 ㎡、畑 7 件 85,717 ㎡、合計 10 件 102,871 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては 33 ページから 34 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 35 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 36 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	35 ページをお開き願います。報告第 36 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5 条関係が畑 1 件 2,606 ㎡であります。なお、届出理由につきましては、37 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 36 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 37 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	39 ページをお開き願います。報告第 37 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 12 件 80,634 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、41 ページから 42 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長

報告第 37 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

次に、報告第 38 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

43 ページをお開き願います。報告第 38 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑 5 筆 5,032 ㎡であります。以上であります。

議 長

報告第 38 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 26 分]